

総務企画委員会記録
<第3号>

平成23年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成23年12月9日（金曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成23年12月9日 金曜日
開 会 午前10時04分
散 会 午後2時59分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 7 乙第7号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 乙第49号議案 当せん金付証票の発売について
- 9 乙第53号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 10 陳情平成20年第83号、同第86号、同第87号、同第190号、同第191号、陳情平成21年第58号、同第59号、同第88号、同第110号、同第111号、同第122号、同第128号、同第174号、陳情平成22年第12号、同第61号、同第71号、同第141号、同第142号、同第163号、同第204号、第99号、第114号、第123号、第

125号、第126号、第138号、第146号及び第173号

出席委員

委員	長	當	間	盛	夫	君
副委員	長	山	内	末	子	さん
委員		島	袋		大	君
委員		吉	元	義	彦	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		浦	崎	唯	昭	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		前	田	政	明	君
委員		金	城		勉	君
委員		糸	洲	朝	則	君
委員		新	垣	清	涼	君
委員		上	里	直	司	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総	務	部	長	兼	島	規	君						
総	務	私	学	課	長	當	銘	健	一	君			
人	事		課		長	島	田		勉	君			
行	政	改	革	推	進	課	長	池	田	克	紀	君	
職	員	厚	生	課			長	金	良	多	恵	子	さん
財	政		課				長	平	敷	昭	人	君	

税	務	課	長	西平寛俊君
管	財	課	長	上原徹君
企画部	科学技術振興	課	長	具志堅清明君
環境生活部	環境保全	課	班長	金城賢君
環境生活部	生活衛生	課	班長	大野明美さん
環境生活部	県民生活	課	副参事	中田清大君
福祉保健部	健康増進	課	班長	照屋明美さん
農林水産部	糖業農産	課	長	島尻勝広君
農林水産部	農村整備	課	班長	新垣善則君
農林水産部	水産	課	班長	諸見里聰君
文化観光スポーツ部	交流推進	課	副参事	國吉薫君
土木建築部	道路街路	課	業務班長	真栄城真喜君
土木建築部	道路管理	課	副参事	宮城浩君
土木建築部	河川	課	班長	喜屋武元秀君
土木建築部	海岸防災	課	班長	和宇慶務君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで、乙第49号議案、乙第53号議案の11件、平成20年陳情第83号外27件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成23年度一般会計補正予算（第4号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄特別振興対策調整費や沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する事業のほか、災害への対応など当初予算編成後の事情変更により、緊急に対応を要する事業について、必要な予算を措置するものであります。

1ページをごらんください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ25億5524万8000円となっており、これを既決予算額6169億9869万3000円に加えますと、改予算額は6195億5394万1000円となります。

歳入の主な内容を申し上げます。

国庫支出金は、沖縄特別振興対策調整費や沖縄振興自主戦略交付金など16億2563万7000円。繰越金は、平成22年度実質収支額の一部で7億8402万7000円となっております。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、投資的経費についてであります。普通建設事業費の補助事業費は、沖縄特別振興対策調整費や沖縄振興自主戦略交付金を活用した事業など、15億3965万円。災害復旧事業費は、渡名喜漁港の第2防波堤を復旧するための漁業用施設災害復旧費として2億円。

次に、その他の経費についてであります。維持補修費は、県単道路維持費や石垣市の真栄里ダムにおけるダム放流設備制御装置の修繕費として、5934万8000円。補助費等は、国有資産等所在市町村交付金法に基づく市町村等への固定資産税相当額の交付金など、6億4422万6000円となっております。

2ページをごらんください。

2ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。後ほどごらんください。

3ページをごらんください。

歳入内訳について、御説明いたします。

分担金及び負担金の568万4000円は、沖縄振興自主戦略交付金を活用して整備する農道や排水施設等の整備に係る負担金であります。

国庫支出金の16億2563万7000円は、渡名喜漁港の防波堤を整備する漁港漁場施設災害復旧費や、沖縄振興自主戦略交付金及び沖縄特別振興対策調整費に関連した国庫補助金などであります。

4ページをごらんください。

繰越金の7億8402万7000円は、平成22年度実質収支額の一部であります。

県債の1億3990万円は、漁港漁場施設災害復旧費や沖縄振興自主戦略交付金などに関連した県債であります。

以上、歳入合計は、25億5524万8000円となっております。

5ページをごらんください。

歳出内訳について、部局別に主な事項で御説明いたします。

総務部の公有財産管理費は、国有資産等所在市町村交付金法に基づく市町村等への固定資産税相当額の交付金に要する経費であります。

企画部の工業研究費は、金型技術研究センターにおけるサポーター産業関連の人材育成及び研究開発に用いる機器の導入に要する経費であります。

環境生活部の放射能調査費は、国の第2次補正予算に関連した空間放射線量

率を測定するモニタリングポストの増設やゲルマニウム半導体ガンマ線検出器の整備に要する経費であります。

福祉保健部の未熟児等養育費は、養育医療費の給付に要する経費であります。

6ページをごらんください。

農林水産部は、含みつ糖生産者の経営安定を支援する生産条件不利補正対策交付金に要する経費である含みつ糖振興対策事業費のほか、鳥インフルエンザの防疫対策や、沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する事業などでありま

す。

7ページをごらんください。

文化観光スポーツ部の国際交流事業費は、来年5月に開催される太平洋・島

サミットの支援プログラムの業務委託に要する経費であります。

土木建築部は、沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する道路整備や河川

改修などのほか、台風被害の対応に要する経費などであります。

8ページをごらんください。

教育委員会の施設整備費は、防衛施設の航空機等からの騒音軽減のため、美

咲特別支援学校分校及び沖縄聾学校の防音工事に係る実施設計に要する経費で

あります。

以上、歳出合計は、25億5524万8000円となっております。

9ページをごらんください。

繰越明許費に関する補正であります。

森林資源研究センター移転整備事業など、現時点において平成24年度への繰

り越しが見込まれる事業について、繰越明許費を追加するものであります。

10ページをごらんください。

債務負担行為に関する補正であります。

平和の礎を含む12施設の指定管理料に関する債務負担行為の追加に加え、太

平洋・島サミットの支援プログラム業務の来年度事業分を債務負担行為として

追加しております。

11ページをごらんください。

地方債に関する補正であります。

漁港漁場施設災害復旧費や沖縄振興自主戦略交付金などに関連して発行する

県債となっております。

以上が、甲第1号議案平成23年度一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 説明資料7ページの栽培漁業センター生産事業費の備考を見ますと、中国市場開拓のための認知度向上に要する経費ということで、沖縄にとっては、とりわけ中国を中心に近隣アジア諸国への輸出を高めていくことは非常に重要なことだし、全日本空輸株式会社—ANAはせっきやく沖縄を国際航空貨物物流ハブにしているけれども、沖縄からの貨物はないということでは第1次産業、農業を含めて、中国市場にこれからどう参入していくのか、そういう意味では非常に評価するところですが、この中身、具体的な内容はどのようなことをやろうとしているのかを教えてくださいたいと思います。

○諸見里聰水産課班長 栽培漁業センター生産事業費についてですけれども、同事業は、沖縄県で種苗生産され、生産増大が有望視されているヤイトハタの大量生産技術を確立するため、現在課題となっております陸上水槽による養殖を低コスト化するシステムの開発を行うこととしております。また、そのシステム開発と並行しまして、大量生産実現後の出荷先として中国への輸出拡大を図るため、水なし活魚輸送技術の改良と中国人観光客をターゲットとしましたヤイトハタの試食アンケート調査を行う事業となっております。

なお、本事業は沖縄特別振興対策調整費を活用した事業となっております。事業期間は平成23年度から平成26年度までの4年間となっております。

○新里米吉委員 わかりやすく言えば、中国でヤイトハタを食べてもらうようにしようと。それを試食してもらおうということですが、具体的には一例えば中国ならば、上海とか、北京とかどこかに人を集めて、展示会場みたいなものを使おうとしているのか、そういった具体的な検討もされていますか。そこまでは考えていなくて、今は大まかな、こういうことをやりたいということなのか。具体的なものがあるのか。

○諸見里聰水産課班長 現在、計画しておりますのは、沖縄にたくさん来られます中国からの観光客をターゲットとしまして、試食、それからアンケートを

とりまして、認知度を高めていくということでもあります。

○新里米吉委員 ということは、これは中国でやるのではなくて、沖縄に来られる観光客を対象にやろうとしているわけですね。

○諸見里聰水産課班長 そうでございます。

○新里米吉委員 次に8ページの河川事業費、その次の砂防事業費の2つを質疑して終わります。

最初に、河川事業費の中に小波津川がありますが、これは国道329号から河口に向かって、小波津川の整備についてはまず先にその拡幅工事をやろうとしているのですが、その拡幅工事に要する経費、予算と考えてよいのですか。

○喜屋武元秀河川課班長 今回の補正の内容につきまして、小波津川につきましては町道兼久仲伊保線より下流部の護岸整備を約150メートル計画しております。

○新里米吉委員 ですから、私が今説明したように、国道329号から河口部に向かって、そこら辺の工事を真っ先にやりましょうという計画だと思うので、その拡幅工事150メートル—要するに、その幅を広げて、親水性のある川にしていきたいと思いますという長年の計画があって、それに沿ってやっているはずですか。その拡幅工事の150メートル程度に充てようということですか。

○喜屋武元秀河川課班長 おっしゃるとおりです。

○新里米吉委員 次に、砂防事業費についてお願いします。

これを読むと通報システム整備と書いてありますね。饒波川、中城村と書いてありますが、通報システムの整備の内容は具体的にどのようなことですか。

○和宇慶務海岸防災課班長 総合流域防災事業費ということで補正予算をお願いしておりますが、当事業は流域単位を原則として、個別ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、水害・土砂災害対策の施設整備等を行うものがあります。土砂災害情報相互通報システムとは、土砂災害から住民の身体を守るために自治体と市町村、住民とを相互に結ぶ情報システムになっております。具体的には、消防防災無線のようなシステムになっております。

○新里米吉委員 これは例えば、中城村なら中城村と県との連絡網とかではなくて、数年前に中城村内で大がかりな地すべりがあって、土が流れた事故がありました。あのようなことが起きたときに、村内の無線を使って住民に放送して、危ないから避難してくださいということをするための事業と見てよいですか。

○和宇慶務海岸防災課班長 そのとおりでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 説明資料5ページの環境生活部関係で、災害救助費の民間賃貸住宅の借り上げについてですが、これは何世帯ぐらいの想定ですか。また、これは継続事業ですか。

○中田清大県民生活課副参事 継続事業でございます。今、77世帯分の補正予算の要求をお願いしております。

○前田政明委員 これまでの実績は何世帯ぐらいありますか。

○中田清大県民生活課副参事 12月6日現在で、岩手県4世帯、宮城県22世帯、福島県166世帯、千葉県2世帯、合計で194世帯手当てをしております。

○前田政明委員 やはり、福島県の世帯が随分多いですね。補正予算の77世帯は、実績からしたら少ないとか、そういうことにはならないですよ。

○中田清大県民生活課副参事 過去の実績等を勘案しまして、算定させていただいております。

○前田政明委員 大体幾らぐらいの家賃になるのでしょうか。

○中田清大県民生活課副参事 194件の平均値で申しますと、5万877円となっております。

○前田政明委員 次に、食品衛生監視費についてお願いします。

これは、本会議でも質問がいろいろあったと思うのですが、実際上測定器が不足しているということで、今回、何台購入するのですか。

○大野明美生活衛生課班長 県として整備するわけではなくて、民間の検査機関に2台設置する予定をしております。

○前田政明委員 それはどのようなところに委託するのですか。

○大野明美生活衛生課班長 食品衛生法に基づく登録検査機関が県内に2カ所ございます。そのうちの1カ所にゲルマニウム測定器、もう一カ所に簡易放射能測定器を設置する予定をしております。

○前田政明委員 簡易というのですか—普通やっている測定器。あれは今、沖縄県では何台ぐらいあるのですか。

○大野明美生活衛生課班長 委員がおっしゃっているのはサーベイメーターだと思いますが、サーベイメーターについては私どもは把握しておりません。私が今、申しております簡易型検査器といいますのは、ゲルマニウム検査器の簡易型で結構大きいものでございます。

○前田政明委員 次に、放射能調査費について、もう少し詳しくお願いします。

○金城賢環境保全課班長 県では、従来から文部科学省からの国庫委託金によりまして、環境中の放射能調査を実施しております。具体的には、空間中の放射線レベルの連続モニタリング、それから地表に降下した、いわゆる大気中のちりとか—これを降下物と申しますけれども、水道水等の環境試料中に含まれます放射能を測定しております。

これまで平常時もこの調査を行ってきているわけですが、原子力事故等があった場合にモニタリングを強化するということがありまして、今回のものは福島第一原子力発電所の事故を受けまして、そのモニタリングを強化するというので、機器の整備—モニタリングポスト、ゲルマニウム半導体、サーベイメーターの整備を行っていくものでございます。

○前田政明委員 モニタリングポストは今まで幾つで、今度増設すると幾つに

なるのでしょうか。

○金城賢環境保全課班長 環境水準調査でのモニタリングポストは1台でございまして、今回は国費で全国一律にモニタリングポストが3台、ゲルマニウム半導体が1台、サーベイメーターが3台整備されることになっております。

○前田政明委員 モニタリングポストの今後の予定といたしますか、増設する場所その他について、お答え願います。

○金城賢環境保全課班長 モニタリングポストにつきましては、3台増設しますけれども、那覇市と名護市、石垣市に設置する予定としております。

○前田政明委員 今、学校給食その他いろいろ食物関係を含めて、検査器とかいろいろ出ていますよね。この予算にその関係はないのですか。

○金城賢環境保全課班長 こちらは文部科学省からの環境水準調査でございますので、あくまでも環境放射能調査ということで、先ほどの食品衛生監視費とは関係はございません。

○前田政明委員 その調査結果は随時公表されるのですか。どのようになるのでしょうか。

○金城賢環境保全課班長 従来からのモニタリングポストの測定結果につきましても、毎日測定しまして、県のホームページで情報を提供しておりますけれども、今回増設されますと、こちらはすべて国のオンラインシステムに移ることになりまして、それは常時公表される予定でございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 補正予算の財源となっている沖縄特別振興対策調整費と沖縄振興自主戦略交付金がありますね。この使い分けというのですか、それをまず最初に説明してもらえますか。

○平敷昭人財政課長 まず、沖縄特別振興対策調整費ですけれども、今年度は

総額65億円あるのですが、国と調整して、整った分を今回計上しております。沖縄振興自主戦略交付金に関しましては、今回計上しましたのは当初321億円—沖縄振興自主戦略交付金は一括計上予算で計上されていたのですが、東日本大震災の財源捻出の一環として5%執行保留されました。10月末にその保留が解除されたものですから、その分を再度、各部局に事業を出してもらって、配分したところです。

○照屋守之委員　沖縄振興自主戦略交付金は、使い道がある程度限定されてきましたよね。

○平敷昭人財政課長　使い道としましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金でありますとか、農林水産省の農山漁村地域整備交付金ですとか、学校施設環境改善交付金とか、企業局関係の工業用水道事業費補助とかありますけれども、そういう地域自主戦略交付金の予算枠のもとになって、もともと国では平成23年度概算要求—各省が持っていた予算の中から一部捻出して、地域自主戦略交付金として束ねたものですから、そのもととなった補助金の事業に充てることができますという形になっております。

○照屋守之委員　先ほどの沖縄特別振興対策調整費もそのような形である程度限定されていると。沖縄振興自主戦略交付金もやはりそのような形。そういうこともあって、我々や県が求めている沖縄振興一括交付金（仮称）は、これはまさにこのような縛りがなくて、県政が抱えている課題に対して重点的に配分することができるという理解でよいですか。

○兼島規総務部長　内閣府で一括計上されている予算の範囲内で、自由度が高い交付金を県は今、求めているということでございます。

○照屋守之委員　次に、説明資料6ページの県営通作条件整備事業、農村地域の幹線農道の新設・改良ということで大宜味村、うるま市、南大東村とありますけれども、うるま市について内容を教えてもらえませんか。

○新垣善則農村整備課班長　うるま市宮城の農道ですけれども、この地区は平成22年5月に集中豪雨でのり面—農道の斜面が崩壊して、当初は災害復旧事業でやろうとしたのですけれども、これが認められずに、この県営通作条件整備事業ということで、農道の保全対策を目的に平成23年度からスタートしている

事業でございます。

○照屋守之委員 施工距離とか、そういった内容も少しお願いします。

○新垣善則農村整備課班長 道路擁壁の工事が、延長にして76メートルございます。それから、その擁壁上部の道路斜面で約2000平米ございます。当初予算で補強工を先行して発注いたしまして、今回の補正予算におきましては、斜面側ののり面保護工を整備しまして、早急に現在、片側通行になっている農道を全面通行にしたいという内容になっております。

○照屋守之委員 これは今、我々が審査して、採決して、皆さん方に補正予算を認めると平成23年度内には工事が完了することになるのですか。

○新垣善則農村整備課班長 当初予算分の工事につきましては、調査を踏まえ、11月29日に工事を発注したところでございまして、今年度は擁壁の補強工が完了する見込みになっております。今回の補正予算につきましては、年内に発注いたしまして、来年の10月ごろまでかかる見込みだと想定しております。

○照屋守之委員 次に、土木建築部の公共地方道新設改良費一具志川環状線の1億4100万円について、説明をお願いしますか。

○真栄城真喜道路街路課業務班長 この具志川環状線につきましても、先ほど財政課長がお答えしたとおり、東日本大震災の影響によって5%保留されていた沖縄振興自主戦略交付金の保留解除に伴う補正であります。

一般県道具志川環状線は、うるま市安慶名を起・終点とする総延長14.6キロメートルの道路であります。現道は幅員狭小で利便性が悪いため、当該道路の整備によりまして、主要地方道沖縄石川線、伊計平良川線、一般県道8号線、16号線、36号線等に連結しまして、交通渋滞の緩和及び中部圏の活性化を図るものであります。今回の施工箇所は県道8号線から36号線、バイパスの間の未施工箇所—これは70メートルでありますけれども、そこを整備するものであります。

○照屋守之委員 この具志川環状線は本来、私の記憶ではもっと早目に整備されるはずでしたが、平成23年度まで延びるのは一私が旧具志川市議会議員時代からのことですから、たしかあの当時は完了年度がもっと早かったと思うので

すけれども、当初の計画とこれだけかかっているという理由を少し教えてもらえませんか。

○真栄城真喜道路街路課業務班長 用地買収はおおむね進捗しておりますけれども、一部の用地については相続未登記、権利者多数等により用地取得に時間を要しております。平成22年度末の進捗率は、事業費ベースで93%となっております。

○照屋守之委員 現時点での具志川環状線の整備完了—沖縄市美里までつなぐという整備の完了年度はどうなっているのですか。

○真栄城真喜道路街路課業務班長 平成26年度に全線2車線完成、供用開始予定となっております。

○照屋守之委員 ですから、今の平成26年度事業完了はあの当時、最初からその年度でしたか。我々の感覚からすると、10年ぐらい前に整備されているような感覚ですよ。当初計画はいつごろで、平成26年度に事業完了する現計画との違いを説明してもらえませんか。

○真栄城真喜道路街路課業務班長 お調べしまして、後で御報告させていただきます。

○照屋守之委員 最後に、説明資料の繰越明許費の部分で、平成24年度に繰り越すことが今の時点ではっきりしているということですがけれども、例えば、この繰越理由も含めて、工事を発注しますよね。そのときに発注して、予期しないことが起こる—例えば、不発弾だとか、文化財だとかが出てきますよね。そうすると仕事ができなくなるので、そういうことも含めて繰り越しという形になっていくわけですよ。そうなったとき、今度は受注した業者の立場です。例えば、半年仕事の受注をしました、現場に入りました、仕事が1年できませんとなったときに、発注する側はいろいろな事情で仕事できませんということなのだけれども、受注側は仕事ができなくても現場管理をしっかりやらないといけないし、人員配置もしなければならない。そのときの半年間、1年間なり仕事は進まない、経費はかかるという実態があるわけです。ですから、この繰越明許費の理由とこのようなことが発生しているときの対応を説明してもらえませんか。

○平敷昭人財政課長 今回の繰越明許費は、基本的にはまだ契約が進んでいない工事で、例えば、契約しても3月末までに終わらないことが確実なものについて、最初から3月までの工期で設定すると、工事費が高くなるというか、適正な工期がとれないものですから、翌年度にまたがる工期を確保するためをお願いしているものでございます。

先ほどおっしゃいました工事の途中で不発弾が見つかったとか、いろいろな要因が出てきた場合には、例えば、これが請負業者の責めによらない部分であれば一発注者と請負業者との協議も出てくるとは思うのですが、請負業者の責めによらない部分に関しては、一定の管理費用などを追加した変更契約が出てくる可能性もあるかと思えます。具体的に調整されるものだと考えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 工業研究費のサポーターインダストリー産業関連事業について、もう少し具体的に説明をお願いいたします。

○具志堅清明科学技術振興課長 サポーターインダストリー基盤強化事業という少しわかりにくい表現になっておりますが、本会議の中でもいろいろ御質問等があって、皆さんの御理解も進んでいると思えます。ものづくりを行うに際して、例えば県産品の食品とか、お菓子の金型とかそういったものを一金型はもともと食品会社ではつくれませんので、金型を外注して、その金型にお菓子の原料を流し込んで、いろいろな形に成形するということで、県内の食品産業の皆さんもかなりこの金型をお使いになっております。この金型をつくるような産業をサポーターインダストリーつまり、ものづくりを行う人たちを支える側の産業といっております、実は、これまで県内にはこういった金型をつくる企業がございませんでした。この金型、いわゆる沖縄県内の一般機械、機具とか金型は、市場として650億円ぐらい県内にあったのですが、ほとんど9割が県外に発注して、それを食品会社の皆さんがお使いになる現状でした。今回、新しく特別自由貿易地域に金型技術研究センターをつくって、科学技術振興課にございます工業技術センターが技術的なサポートをして、外に発注していたものを県内で受注できるように、さらに、それによってコストも下がりますし、新しい製品をつくる時に金型を県内でつくることができれば、いろいろな試作品も含めて、さまざまなものづくり産業の支えができるということで、今回、

このサポーティングインダストリー基盤強化事業でそういった新しい基盤を支える産業を強化するために一今回は3月まででございますので、新しい金型をつくるための必要な機器類を整備して、次年度以降はそれを活用しまして、人材育成だったりとか、新しい金型の作成方法を研究していこうという事業になっております。

○山内末子委員 今回の補正予算で機械の設置をしていくと。次年度以降に人材育成という形で強化に当たるということで、この事業は何年計画でやるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 今年度から始めまして、平成24年度、平成25年度一去年度、再来年度にかけて人材育成、さらにその新しい機械を使った金型作成の工程を短くして、さらにコストダウンの方法とか。実は、今回入れる機械は国内でもまだまだ新しい機械でございます、こういう新しい技術を沖縄で導入して、そういうものを使える人たちを育成すると、沖縄の強みとして逆に金型を沖縄で受注できる可能性が出てきます。現在、国内でも東京都大田区とか東大阪市が金型づくりで有名ですが、そこは高齢化と韓国や中国のコスト安などでどんどん外に逃げている現状ですけれども、沖縄は逆に若い人材と新しい技術を導入して、そういったものを沖縄でも受注できるように一まずは県内の金型からではございますけれども、そういうものをつくり込んでいこうということでございます。

○山内末子委員 今までコストがかかっていたものづくり分野に対してすごく波及していく、可能性が高い事業なのですね。その事業はどのような分野への可能性が広がっていくのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 可能性につきましては、現在、県内でもかなりのところが金型をお使いになっておりまして、例えばアルミサッシであるとか、赤がわらとか、実はペットボトルを成形する場合も金型が必要になります。ですから、わざわざ県外に出してペットボトルをつくってもらわなくても、すべて県内でつくりましたという形にもできますので、そういった意味では非常にすそ野の広いつまり、下で支えると、いろいろな企業の皆さんがそこに注文されて、さまざまな形の商品アプローチできることになると思います。

○山内末子委員 特別自由貿易地域の金型企業がありますよね。そことの関係、

関連性といいますか、それはどうなっていますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 おっしゃるとおりで、現在、特別自由貿易地域に3社の金型企業が誘致できた—これは、商工労働部の頑張りで入っております、入っている方々はさまざまな車の部品の金型とか、最近、県内のいろいろな企業とも調整を始めて、県内の金型もつくり始めていると聞いております。我々は、その3社とともに工業技術センターの研究員が一緒になって、新しい金型をつくる際の工程を短くして、コストを安くする。今回入れる機械を使って、さらに金型製品の高度化を図っていく。高度化とは、例えば金型を何回も打っていくと、摩耗してすり減ったりとか、メンテナンスしないといけないうものを、なるべく回数を多く打っても摩耗しないようなよい製品をつくるか、そういった具体的な技術をここで研究し、さらには技術者をつくっていくということでございます。

○山内末子委員 とても可能性も高いですし、先ほどのアジアに向けて沖縄県から発信していくという意味では、特に人材育成—これは技術職ですので、そういった観点から国立沖縄工業高等専門学校ですとか、そういう皆さん方の就職先ですとか、そういったところにも展開していくのかなと期待がかかるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○具志堅清明科学技術振興課長 おっしゃるとおりでございます。沖縄県には国立沖縄工業高等専門学校も含めて工業系の専門学校、高等学校もございまして、毎年、大体3000人ぐらいの卒業生がいらっしゃいます。県内の就職先がない状態ですので本土に行ったり、ほかの業種についたりする場合がありますが、先ほど言った東京都大田区、東大阪市でも金型の若くて優秀な人材確保は非常に厳しいということで、やはり金型をつくる若い技術者の育成は他府県でも非常に御苦労されているようです。県内でまさにこういった3000人の卒業してくる子供たちを金型技術研究センターでOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の形で訓練したり、これまでも金型技術研究センターで—去年の7月にオープンしたばかりですが、68名の研修生が金型のデザインとかそういったものをやっておりますので、雇用の場の創出も含めて、こういう金型産業が広がると製造業の振興にも寄与しますので、そういう意味では、底辺のサポーティング産業は非常に大事な振興になると考えています。

○山内末子委員 とても期待のかかる事業だと思っておりますので、ぜひ頑張

っていただきたいと思えます。

次に、先ほどの環境生活部の放射能調査費について、少しでも関連でお願いいたします。放射能調査費の件でモニタリングポストの設置ですとかありましたが、ホワイトビーチのモニタリングポストが二、三年前に1カ所壊れていたところがあったのですけれども、今は全部正常に稼働していますか。

○金城賢環境保全課班長　今は稼働しております。

○山内末子委員　それで、先ほどもありました調査結果の公開方法について、国と連携してインターネットでわかる状況だとは思うのですけれども、この問題については県民が日々、大変心配しているところですよ。そうやってきますと、県民向けにもう少し状況がすぐにわかるような方法について、今後検討していかないのでしょうか。

○金城賢環境保全課班長　現在もモニタリングポストの結果等につきましては、まだオンラインではなくて、各県でそれぞれ衛生環境研究所であるとか、そういったところでデータを抽出して、毎日文部科学省に送っております。国におきましては、第2次補正予算でモニタリングポスト—全国では250基整備されますけれども、今回、これをすべてオンラインで整備して、すぐに見られるという形で、もちろん国民にも向けて整備していこうということになっております。

○山内末子委員　公開ができる状況はいつごろになるのですか。

○金城賢環境保全課班長　国の計画でいきますと、今年度で整備していくということですので、来年度からはオンラインでデータがすべて見られる形になるかと思えます。

○山内末子委員　今が一番心配だと思うので、なるべく早く—これは国との関係があるでしょうから、しようがないかなとは思うのですけれども、それができ上がった後、あるいはその後の件ですけれども、例えば、うるま市ではいつも放射能の件で心配がありますので、その地域の皆さんからは一目瞭然でわかるような—原子力艦船が入ってきてどうだとか、二、三年前しょっちゅう入ってきているときは、心配でしようがないときが多いのです。そういう地域に向けては電光掲示板ですとか、そういうところの設置も今後考えていく必要があ

るのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○金城賢環境保全課班長 委員からありましたように、特に福島第一原子力発電所の事故が起きまして、放射能に関しての住民の不安とか、そういったことで我々にも問い合わせがあります。今回はモニタリングポストの設置ということですから、今すぐそういった形で一例えば、うるま市に電光掲示板を設置するということにはならないかもしれませんが、こういった意見を踏まえて、国にもそういった形でお伝えして、今後検討していく形になるかと思っています。

○山内末子委員 あと1点は、マスコミと連携して新聞紙上できのうの測定結果ですとか、今後そういうことを模索していく必要もあるのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○金城賢環境保全課班長 そこまで具体的な検討をしたことはないのですけれども、今後の課題という形で受けとめさせていただければと思います。

○山内末子委員 この辺は財政上の問題もあると思いますので、総務部長。これは県民の皆さんが今一番心配しているところですし、検討していく時期ではないかなと思いますが、総務部長の見解をお聞かせください。

○兼島規総務部長 環境生活部もこれを含めて検討するという話ですので、その検討結果を受けて、そういう形の予算要求なりがございましたら、しっかりと対応していきたいと思っております。

○山内末子委員 総務部長からの答弁もありましたので、予算を要求して、ぜひよろしく願いいたします。

次に、未熟児等養育費についてお願いします。養育医療費の給付ですけれども、この時期にこの補正予算措置ということで、少し説明をお願いいたします。

○照屋明美健康増進課班長 未熟児養育医療は、母子保健法第20条で規定されている未熟児に対して、入院が必要な子供に対する医療費の助成になっております。今回は例年と比較しまして、小さく産まれる—1500グラム以下で産まれる子供の割合が少し高いということもあって、医療費が伸びておりましたので、補正予算を組ませていただきました。

○山内末子委員 未熟児の出生の人数ですけれども、この二、三年でよろしいですから教えていただけますか。

○照屋明美健康増進課班長 平成22年度が521名、平成21年度が492名、平成20年度が525名となっております。

○山内末子委員 沖縄県の全出生数からすると、未熟児の出生率はどれぐらいになるのですか。

○照屋明美健康増進課班長 平成22年度の出生数に対して、大体3%の割合になっております。

○山内末子委員 きょうもありましたが、沖縄県の出生率が38年間トップだということです。そうやってきますと、未熟児の出生率も一緒に高くなりますか。それとも、沖縄県は特化して未熟児の出生率が高いということになりますか。その辺の率をお願いいたします。

○照屋明美健康増進課班長 全国の未熟児の比率を公表したデータはないのですが、2500グラム以下の低出生体重児に関しては、沖縄県は全国でも高い比率で推移しております。ちなみに、平成22年度の全国が9.6%に対して、沖縄県は11.2%と低出生体重児の出生に関しては高率、第一位となっております。

○山内末子委員 これは本当に心配するところだと思うのです。せっかく頑張って産もうとしているけれども、小さく産まれてしまうと。そのことがその後の成長にも少し支障を来しますので、そういった意味では、未熟児の出生を防止する策はどのように行っておりますか。

○照屋明美健康増進課班長 やはり、妊婦の健康管理が一番大事だと思っております。平成21年度からは妊婦健診を公費で14回受診できるようになり、平成22年度の実績で見ますと、沖縄県は平均して大体12回は受けられています。ただ、中にはやはり回数が少ないとか、いろいろな問題を抱えている人もいますのですけれども、最終的には早産の予防だったり、妊娠中毒症の予防が大事になってきますので、そういう妊婦に対して医療機関、支援する市町村、保健所と連携を密にしながら、医療連携を図っていこうという体制づくりをやっている

ところでは。

○山内末子委員 沖縄県の女性は、働きながら出産する率が大変高いと思うのです。そういった意味では、ぎりぎりまで働かざるを得ないですとか、妊婦の環境を県独自でしっかりと支える策というものを、もう少し強化していただきたいなと思います。せっかく授かった命をしっかりと10カ月、そういう形で産んでいただきたいですし、その辺をもう少し頑張っていたいただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○照屋明美健康増進課班長 産まれた子供に関しては、保健師を中心にして訪問だったり、相談支援をやっておりますし、妊婦に関しては、市町村で保健師が個別に訪問したりとか、問題のケースは医療機関と連携をとって、連絡票などを活用しまして支援を図っております。

○山内末子委員 言い忘れていましたけれども、例えば嘉手納町あたりですとか、航空機による爆音がある中で出産しなければならない女性の皆さんは、調べてみると低体重で産まれてくる率が高いことが出ていましたよね。そういったことを考えますと、やはりその辺は県でも地域的な強化策を、市町村とタイアップしながら頑張っていたいただきたいなと思います。

ぜひ、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 県単道路維持費についてお願いします。県道の維持のために皆さんはパトロールをしていらっしゃると思うのですが、その周期とか。それから、宜野湾市には県道宜野湾北中城線が通っていますね。その道路で米軍施設との境界に擁壁があるのですが、そこの排水溝に木が生えてしまって、とても困っているのです。それでお尋ねするのですが、そういうところはパトロールするときにごらんになっていないのかなど。

○宮城浩道路管理課副参事 通常、週2回程度、県道パトロールをしておりますけれども、どちらかというところに乗って目視でパトロールしていますので、米軍施設との一特に、盛り土の箇所でしたら目立たないところがあって、そのまま木が生い茂っている箇所も幾つかあります。

○新垣清涼委員 私が見て、宜野湾市喜友名から普天間、新城あたりが特にそうなのですけれども、夏場に中部土木事務所に電話して、こういうことだから早くやらないと費用がかかりますよという話をしたのですが、その後もされていなくて、この間の決算特別委員会でも話をして、大がかりなものだから今回の補正予算でやるという話だったのですが、それは入っているのかなと思って。

○宮城浩道路管理課副参事 今度、この補正予算でやる予定であります。

○新垣清涼委員 8月の段階でこういう情報を流していますので、やはり早目にやらないと。あの排水溝は直径10何センチメートルはあるはずですから、それがいっぱいになって、そこから根がおりてきて、その枝は道路の表面、地表まで上がって、さらに街路樹と同じぐらいに茂っているのですよ。ですから、簡単に取りれなくなってしまったのですね。1週間に2回ということでしたので、せめて月に1回でも下車して、そういうところを確認していただければ一手で引き抜けるぐらいのときに対処すれば、そんなに予算をかけなくて済みますので、ぜひそういうところまでやっていただきたいなという要望で終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 今、質疑がありました県単道路維持費の部分で、私は決算特別委員会でお尋ねをしました。今回、道路照明管理とあるのですけれども、県道を車で走行したり、歩いていたりすると、時折明かりがともっていない照明があるのですね。どのような理由で明かりがともっていないのですか。予算的なものなのか、あるいは、皆さんの管理が行き届いていないのか。そういうケースをそもそも把握しているのかどうかをお答え願います。

○宮城浩道路管理課副参事 最近、どうしても予算が厳しくて、間引きして電気をつけている箇所も出ています。確かに、必要なところで何カ所か切れている箇所もあると思うのですけれども、どうしても今、予算が厳しいもので、若干間引きしている箇所もあります。

○上里直司委員 何らかの事故なのかと思っていたら、予算の関係ですか。道路照明灯は、恐らく道路を設置する際に道路構造令だとか、ルールによって設

置の間隔がある程度決められているはずですが。つまり、道路の走行に必要なだから立てているわけであって、それが予算の関係で消えているということは、そもそも設置の根拠を問われかねないし、そもそも道路の安全確保のための照明がつかないということは、単なる予算の問題で済まされないような気がしますけれども、どうされるのですか。何カ所ぐらいともっていないのですか。財政的な事情で消しているところは、何カ所あるのですか。

○宮城浩道路管理課副参事 今、資料を持っていませんので、この辺を調べてから後で報告したいと思います。

○上里直司委員 前から気になっているのですよ。安全面の部分もあるでしょうし、必要だから設置しているわけですよ。それが財政的な理由でとなると本来の目的とする効果が生まれないし、設置の根拠そのものが問われかねないのです。安全の確保は本当に大切なものですから、ぜひそういう調整—こちらから言わないと多分調整できないでしょうけれども、ぜひ検討していただけないか。

○兼島規総務部長 道路維持管理費という形で、まず、多分すべて一括でという形でおろしているかと思います。その関係でいいますと、維持管理する場合に何を優先するのか。そういった安全面は大変大事だと思っていますので、そのあたりも含めて土木建築部と調整していきたいと思っています。

○上里直司委員 それでは別の事業で、含みつ糖振興対策事業費についてお尋ねいたします。今回の補正予算額1億4670万円、なぜこの補正予算で計上しなければならないのか。その理由を御説明いただけますか。

○島尻勝広糖業農産課長 含みつ糖振興事業費につきましては、製糖工場を通して原料等の支払いを国、県で支援しているところですがけれども、平成22年度について在庫が非常に多かったということと、もう一つは糖度が一原料そのものが少し高かったことから価格差があって、その支援を平成22年度の実績に応じて払うということがあったものですから、今回、1億4000万円相当の必要額が出たということになっております。

○上里直司委員 これは、含みつ糖のそれぞれの工場に配分されるのか、あるいは、ある1カ所の工場に配分されるのでしょうか。満遍なく是正することに

なっているのでしょうか。

○島尻勝広糖業農産課長 県内には7つの含みつ糖工場がありまして、それぞれのコスト、価格差がありますけれども、その7つの工場に支援していくこととしております。

○上里直司委員 糖度が高かったということで、これを是正するためだということですがけれども、既に製糖事業者からは高い糖度に係る費用を農家に支払っているわけですよね。ということは、製糖事業者が立てかえているものを、ここで補助金として支援するということですか。

○島尻勝広糖業農産課長 含みつ糖については、内閣府の一般補助金で前年度の実績ということがありまして、製糖工場側にとりましては、その年の操業資金等については、製糖工場が自前で資金を確保するということがありまして、その年の原料代については当然、農家には責任を持って支払うと。おのずと製糖工場がその差額分について抱えているということですので、最終的に製糖工場側が赤の部分を抱えていたことになっております。

○上里直司委員 心配しているのは、こういう時差があることで製糖事業者の負担になっているわけですよね。その分は自腹を切るというか一事業者ですがけれども、その期間です。これは通常、この11月補正予算でやるものなのか、あるいはもう少し早めることができるのか。例えば9月補正予算だとか。この辺はどうですか。

○島尻勝広糖業農産課長 内閣府の予算については一般補助金ということで、実績高でやるということでしたので、従来、製糖工場の総会一決算が9月に行われていましたので、12月に交付してございました。それについて、去年は在庫の問題が多くありましたので、国と協議をして、去年は9月に9割を概算払いしたところでした。今年度につきましても、さらに早期の概算払いということで、6月に9割を概算払いして、改善したところであります。

○上里直司委員 これをもう少し早めることはできないのですか。9割の概算払いの説明は聞きました。その残りの分というか—その実績に応じた形での要求だと思うのですがけれども、総会が開かれる前に、それぞれの事業者にとってはもう支払っているわけですから、わかっている話だと思うのです。ですから、

それをもう少し前倒しすることはできないのかということです。

○島尻勝広糖業農産課長 実績につきましては、製造コストはわかるのですが、ただ、販売が9月ごろまでかかってしまうということで、製造コストと販売価格の差額—実績としては実際おくらせてしまう。そういうこともありまして、今回、国に対して分みつ糖並みの制度見直しを要求しておりますので、その中の1つとして、早期の支払いについてもお願いしているところであります。

○上里直司委員 国への補助金申請の関係もあるので、なかなか厳しいことはわかっていますけれども、やはり事業者には相当負担になっていて、事業者が苦しくなって事業が立ち行かなくなると、農家そのものも壊滅的な影響を受けるわけです。これはTPPどころではなくて、事業者がなくなったら農家が多分立ち行かなくなるのですよ。ですから、そこはもう少し抜本的にこの問題を解決していただいて—販売とコストの差額のことにはよくわかるのだけれども、早目に出せるような仕組みをやっていただきたいと思います。

それと関連して、平成24年—恐らく平成23年度の製糖期を越えて、平成24年度ぐらいに効果は出てくると思うのですが、来年の3月末に竹富町小浜島の製糖工場が完成予定ですね。伊江島の工場もきょうできるわけですね。それで産糖量そのものはどうなるのか、皆さんは把握されていますか。

○島尻勝広糖業農産課長 伊江島の参入につきましては、いろいろと関係市町村、製糖工場、国の指導等を受けまして、一定の制限を加えまして—新聞にもあったかと思いますが、90ヘクタールの作付面積は制限していただいて、含みつ糖の需給バランスが崩れないようにということで、関係者には一定の条件が付してあると思います。国としても含みつ糖の需給バランスについては、一定の8000トンなり9000トンという量の中で想定しておりますので、今、その辺の中で生産計画はつくっております。

○上里直司委員 竹富町小浜島の製糖工場は順調にいつているのですか。平成24年3月にできるとか、その辺の移行であるとか、管理者の話とかというのは。

○島尻勝広糖業農産課長 今、竹富町小浜島については、竹富町を事業主体としてやっておりまして、毎週水曜日に進行管理会議をやっております。業者だけの工程会議ではなくて、町役場、JAおきなわ、あるいは県、生産組合を含

めて毎週やっております。去る水曜日には天候の不良等により、全体計画で2週間のおくれが出ているという報告を受けておりますけれども、それぞれの業者に対して、できるだけ計画どおりの工程を遂行していただきたいということで、我々としても週1回の会議の中で提案しながら、進行しております。

○上里直司委員 続いて、国際交流事業費一太平洋・島サミット支援事業についてお願いします。今回の補正予算で、歳出予算と債務負担行為に計上されている委託料がありますね。これはどのような関係なのか、御説明していただけますか。

○國吉薫交流推進課副参事 今回の補正予算につきまして、過去2回の太平洋・島サミットの会議では、沖縄本島のみで支援プログラムを実施してまいりましたが、現在、第6回太平洋・島サミットの地元誘致を県に要請した宮古島市と連携した支援プログラム—高校生太平洋・島サミットと呼んでおりますが、この宮古島市と連携した高校生太平洋・島サミットが今回初開催となるものですから、早期に委託業者を選定して準備に取りかかる必要があります。年度内に事業を委託する必要があることから、その委託料を補正予算として要求しております。また、債務負担行為につきましては、この支援事業の企画と実施を同一業者で担う必要がありますので、これらの理由から2カ年度にまたがる契約が必要となり、平成24年度の委託料を債務負担行為としております。

○上里直司委員 そうすると、この補正予算の事業を受ける事業者と債務負担行為で計上された委託料を受ける事業者は、同一の事業者ということですか。

○國吉薫交流推進課副参事 さようでございます。

○上里直司委員 もう一度、同一の事業者ということの詳細を聞いていたのですが、先にも事業者を選定するわけですね。それを選定する際は、公募か何かでやるわけですね。そのときには、既にその高校生太平洋・島サミットと太平洋・島サミット全体の一例えば事業というか、内容を提案してもらうわけでしょうか。この事業を実施する際には、すべての事業の提案をってもらうことになるのですか。

○國吉薫交流推進課副参事 この委託業者については、コンペで公募しまして、その際に県から太平洋・島サミット全体の企画の前提となる仕様・条件を示し

まして、同サミット全体の実施計画書、企画書を提出してもらうことにしております。

○上里直司委員　ということは、皆さんの中ではもう決まっているのですか。どこで、何をやって、どうするのかという詳細な話は。

○國吉薫交流推進課副参事　企画内容につきましては、高校生太平洋・島サミットだけではなくて、知事昼食会、空港での歓迎セレモニー等、県主催の支援事業プログラムがありますので、これらは委託業者から企画案を提出していただく。そのように考えております。

○上里直司委員　要するに、皆さんの中ではもう企画されている話ということですから、そのとおりですよ。今、質疑しているのは県主催部分、あるいは支援事業の部分を質疑しているわけですが、そうすると、外務省主催の太平洋・島サミットなどは開催する場所や日時も決まっているのですか。今の補正予算の340万円は高校生太平洋・島サミットの部分だけですが、同時に債務負担行為の金額が出ているわけですよ。ですから、全部決まっているのですかと私は聞いているわけです。外務省の部分ですよ。

○國吉薫交流推進課副参事　外務省の部分は、まだ外務省において日時や場所等、幾つかの案を想定しながら検討、調査が進められておまして、場所については名護市で首脳会議と公表されておりますが、その他については今、検討中、調査しているところでございます。

○上里直司委員　要望というか、提案になると思うのですけれども、恐らく名護市ということであれば、万国津梁館でやるということですよ。2000年のサミットの夕食晩さん会は首里城正殿を使ったのですよ。なぜかこの太平洋・島サミット、それから後も2004年でしたか一開催しておりますけれども、それ以降、首里城正殿を使っていないのです。恐らく警備上の問題と公園の管理上の問題が絡んでいることはよくわかるのですけれども、これはある意味、太平洋の島々の皆さんを迎えて、沖縄の文化や伝統を知ってもらうためには、ここでどうですかというぐらいのことはやはり調整して、言わなければならないのではないですか。その辺を検討されたのですか。

○國吉薫交流推進課副参事　首里城正殿を舞台としたプログラムは、これまで

検討はされておられませんけれども、どうしても首脳会議の2日間という短い滞在日程の中で、各会場への移動距離・時間の制約等から非常に限られた範囲内のプログラムとなるわけですが、その中で首里城について、外務省にも意見を聞いていきたいと思えます。

○上里直司委員　ですから、意見を聞くのではなくて、ここでどうでしょうかという提案がやはり必要なのです。意見を聞くだけだったら、警備上の問題とか、公園の管理上の問題でと言われるのは当然ですよ。やはり県として、県が開催を求めたわけですよ。ですから関連して一私はそう思っていますよ。2000年のサミットの夕食晩さん会は首里城で開催したが、それ以降は開かれていないと。それはなぜかなと疑問に思っている。万国津梁館が悪いとか、よいとかというわけではなくて、そのような島々の首脳が集まる場所にふさわしいと思っているわけです。そこはもう一度部内で検討して、皆さんから提起していただけないか。どうでしょうか。

○國吉薫交流推進課副参事　今回、高校生太平洋・島サミット、そして10の行事や初の離島開催ということで、宮古島市において開催が予定されております。この太平洋・島サミットの行事も宮古島と沖縄本島の2カ所にまたがるものですから、限られた2日間の滞在日程、それから警備上の要請も出てくるかと思えます。こういった総合的な条件を勘案しながら、県からの意見として国に出したいと考えています。

○上里直司委員　検討していただければ結構ですので、2日間の日程はよくわかっていますよ。ただ、こちらから要請して政府はやると決めたわけですね。ですから、こちらから提案することは別におかしくないわけです。それをぜひ検討してみてください。

○國吉薫交流推進課副参事　検討してまいりたいと思えます。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員　説明資料の債務負担行為補正で、備考欄に載っている団体はもう決定されているということですか。備考欄はどういうことですか。

指定管理者の指定については、他の常任委員会で今から議論が始まりますよ

ね。そういう中でこれには載っていますけれども、どういうことですか。

○平敷昭人財政課長 備考欄に載っている団体は、各指定管理を公募しまして、その選定委員会で選定された指定管理候補者という形になっております。これは乙号議案で別途、指定管理者の指定ということで議決をいただくことになっておりまして、地方自治法上、まず議会の議決を得ることになっております。それを経て、その指定管理者と協定を結ぶための予算上の根拠という形になります。新年度から3年間、予算を支出していく根拠という形になります。

○浦崎唯昭委員 正式に出す資料として、今からこれは常任委員会で議論が始まるわけですね。まだ決まってははいないけれども、予算を出す根拠としての参考という程度ですか。どうですか。

○平敷昭人財政課長 指定管理候補者という形で名前を載せています。これは乙号議案にも同じ相手が載っておりまして、連動する形で議決をいただければ……

○浦崎唯昭委員 もし、そうではない方向になるとどうなるのですか。もし、そうではない方向で議論が進み、別の団体になると、この資料そのものに問題は出ないのですか。

○平敷昭人財政課長 その場合は、この債務負担行為自体が執行できない形になろうかと思えます。債務負担行為とは次年度に歳出化していく、この範囲内で歳出していくという約束のような形です。仮に、その相手方が変わるとなると一取り扱いはいろいろあるかと思えますけれども、乙号議案の議決の状況によっては、指定管理者の名前が変わることになろうかと思えます。

○浦崎唯昭委員 ですから、その辺に問題は何かないと認識すればよいのですか。今から常任委員会で議論する中で、候補者としての一備考欄ということにはなっているのだけれども、ちょっと釈然としないなという部分があるのですが。今から議論が始まるわけですね。そして、指定管理者としての細かい議論も始まるわけですね。本委員会には議案としては無いのですが。

○兼島規総務部長 この債務負担行為補正と、乙号議案という形で他の常任委員会で審査いただくものがありますが、この乙号議案についても予算を伴うも

のですから、今回、債務負担行為補正という形で予算を出さなければならないという地方自治法上の問題があって、こういう形の提案になっております。もし、乙号議案の指定管理者の指定については否決となりますと、ある面では債務負担行為の修正一額そのものを含めてという形になろうかと思えます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 説明資料5ページの総務部の公有財産管理費4億5600万余についてお聞きします。平成22年度の交付実績と今回の補正予算措置後の金額はどうなっていますか。

○**上原徹管財課長** 平成22年度の交付実績一決算額ですけれども、8億3228万4300円です。今年度は当初予算が8億3906万9000円ですが、これは既に交付済みで、今回、補正予算として要求している額が4億5674万7000円。合計しますと12億9581万6000円の交付額となります。

○**高嶺善伸委員** 県の固定資産が所在している市町村及び固定資産の数、規模などは大体同じだと思うので、これはみんな当初予算で予算措置するものではないのですか。

○**上原徹管財課長** 今回、補正予算を要求している理由は一もちろん、県の固定資産で固定資産税が課税されない分は、当初予算で措置した国有資産等所在市町村交付金でその相当分を支払い、これまで土地建物等について交付してきたところですが、いわゆる償却資産が公有財産台帳にあって、その財産を所管する各課から報告漏れとなっていました。今回、それが発見されて調べたところ、これだけのものが漏れているということで、追加交付したいということでございます。

○**高嶺善伸委員** 基地関係交付金もそうですが、要するに、市町村の固定資産評価額に見合う交付がされているのかどうかをお聞きしたいのだけれども、現状の所在市町村の評価額に対する固定資産税の課税額と皆さんが交付する額は、ほぼ同じ水準で補償されているのですか。

○**上原徹管財課長** 国有資産等所在市町村交付金の算定方法ですが、まず基本

は、市町村の前年度の課税標準額を参考にしまして、当該年度の市町村における固定資産の評価額を求めます。それを割りまして、負担水準—現在の市町村における評価額と固定資産税相当額との間にどれぐらいの乖離があるかというものを示していきます。これが100%でありましたら、その額でいくことになります。80%未満の場合は5%分をさらに加えまして、80%に近づけていくという形で、固定資産税相当分は確保されていることとなります。

○高嶺善伸委員 私は、当然そうあるべきだなと思っています。

総務部長、これから知事公室とも相談して—基地関係交付金の場合は、市町村が評価する固定資産税相当額の半分ぐらいしか交付されていないのです。ですから、同じ交付金で県の資産の場合は、市町村が想定する課税額の100%を交付しているのならば、国に対しても市町村の固定資産税相当額については、県並みに100%充当しなさいと言うべきではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○兼島規総務部長 知事公室とも少し調整させてください。

○高嶺善伸委員 国は評価額を言わないらしい。手のうちを見せないで額しか交付しない。そうではなくて、県みたいに土地も、建物も、償却資産もちゃんと評価して、その所在市町村が何%充当しているかということを想定して、それに対して県は100%やっているのだと。国もそうしなさいということで、次年度の基地関係交付金が県の交付金の執行並みにできるように、ぜひ働きかけてください。これは要望して終わります。

もう一つ、6ページと7ページにあります。真栄里ダムのダム放流設備制御装置。1つは農林水産部に561万円余、もう一つは土木建築部に472万円余と分かれています。ちょっと教えてもらえませんか。

○喜屋武元秀河川課班長 ダム管理運営費についてですが、ダム管理に係る補正予算の内訳としまして、真栄里ダムのダムコントロール設備が故障したため、その補修に係る費用として1034万8000円となりました。それを土地改良財産管理者負担分として561万9000円、河川管理者負担分として472万9000円となっております。真栄里ダムの一連の経費といたしましては、当初予算が1988万円であり、土地改良財産管理者負担分として1071万6000円、河川管理者負担分として908万4000円となっております。

ちなみに、真栄里ダムの管理運営費を土地改良財産管理者と河川管理者が負

担することにつきましては、洪水調節機能とかんがい用水供給機能を有しているため、それぞれの管理者が相応分を負担することについて、宮良川真栄里ダムの管理に関する協定書により定めております。負担割合としましては、土地改良財産管理者が54.3%、河川管理者が45.7%となっております。

○高嶺善伸委員　こういう施設の制御装置が故障することもあり得るのですか。修繕が必要になった事情をお聞かせください。

○喜屋武元秀河川課班長　今回故障しましたのは、ダムコントロール設備の入出力装置でございまして、これにつきましては耐用年数が5年から7年ということで、バックアップ機能も含めて2台設置しておりました。そのうちの1台が昨年度故障しまして、ほかの1台で運用していたところですが、その1台も故障しまして、今回、緊急性があるということで補正予算に計上しております。

○高嶺善伸委員　わかりました。せっかくですので、関連して意見を聞きたいのですけれども、ことしは干ばつで真栄里ダムがほとんど干上がったのですが、一方で、隣の底原ダムは満水だったのです。真栄里ダムで水源の確保ができなくなったものですから、場合によっては底原ダムから真栄里ダムに通水して、水源調整ができればという印象を持ったのです。確かに、両方のダムは地底送水管でつながっているのだけれども、真栄里ダムから底原ダムに向かって勾配がついているのです。かんがい用水の水源地としても大事ですが、上水道の水源地として機能交換ができれば、一気に干ばつによる断水を解消できるのではという気がしたので、こういう議案が出た際にお聞きしたいのですが、逆に底原ダムから真栄里ダムに分水する工事もダム管理上可能ですか。

○喜屋武元秀河川課班長　底原ダムから真栄里ダムへの補給の仕組みにつきましては、河川管理者として関係部局と連携を図りながら、支援・協力できる事項について適切に対応していきたいと思っております。ちなみに、河川管理者としましては、治水―洪水対策とかが主な業務になります。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員　県単道路維持費の件でちょっとお聞きしたい。台風第2号、第5号、第9号による倒木撤去、土砂撤去等の道路応急処理に要する経費とあ

りますが、多分、これはもう仕事が終わっていて、それを措置するわけでございます。例えば一台風第2号だったのかな、久米島に台風の被害調査に行ったのです。そこで県道に倒木箇所があるけれども、処理できないということがあつたやに聞いたのです。ですから、離島等における県道の倒木撤去とか、処理事業はどのようにしているのですか。

○宮城浩道路管理課副参事 市町村に委託しております。今の事例においては、久米島町に道路の維持管理をお願いしております。

○糸洲朝則委員 そうすると、例えば台風とかは予期せぬことだから、前もってそういう協定を結んでいて、業者も使ったりするわけだから予算が伴うわけですね。それが久米島町であれば、既に久米島町で予算を措置しておく。その後、県が補正措置するという仕組みですか。

○宮城浩道路管理課副参事 年間契約をしております。まずは通常の維持費で応急処置を行います。その後、足りなくなった分は補正で補うという形です。今回の補正予算は、台風第2号、第5号、第9号で通常の維持費を使ったことから、下半期にその維持費が足りなくなったので、必要額から今後足りない額の4900万円をお願いしております。離島の市町村にもお願いしております。まずは年間契約分に対応してもらい、足りない分を補正予算で補うと。

○糸洲朝則委員 久米島町とか、座間味村とか離島市町村には、県道もあれば町道、村道もある。どこで倒木とかが起きるのかわからないわけです。それは迅速に対応しなければならないわけですから、利用頻度の高いものから優先的にやっていくとは思いますが、そこら辺の対応が今まで一私の耳にはちゃんと入るのですよ。対応が遅いとかということがまま入るので。スムーズに処理できるようなシステムになっているということで理解してよいですか。

○宮城浩道路管理課副参事 台風等については、台風が過ぎ去った後に各土木事務所で一斉パトロールをしております。あと、台風時は通常の維持管理の委託業者から各土木事務所に、どこで倒木があつたなどの連絡が入るシステムになっております。台風が去った後、その連絡があつた箇所を委託業者にお願いして一通行量の多いところから順序よく処理していくことにはなりますけれども、そのようなシステムで管理運営しております。

○糸洲朝則委員 皆さんの県単道路維持費に関連した質疑ですが、実は、去る台風第何号だったか、たまたま県有地があって一モクマオウか何かだったと思うのだけれども、倒木があったのです。当然、隣の民家にも。その処理に困ったことがあったのです。県有地だから触るなと一それは違うでしょうと消防等にも相談したのですが、処理に時間がかかったことがあったものですから。このような場合、どうすればよいのですか。道路に関係しないので、答えられないかもしれませんが。

○宮城浩道路管理課副参事 私たちのところは、どうしても道路に係る費用しか持っておりませんので……。たまに、個人の木が道路にかかっている場合があって、そのときは所有者にお願いするのですけれども、所有者ができない場合は、道路を通すために県でやっている箇所もあります。

○糸洲朝則委員 まあ、所管外ですからね。よろしいです。

総務部長もおられますので、災害で危険が伴うことですから、それはその地域とか、関係者で処置しておいて後で報告するとか、緩やかなものにしておかないと。県有地だから触るなよとか、あるいは私有地だからとか、ややもすると、こだわりをままするやに感じますから、災害に伴う処置は臨機応変にやっていただきたいと要望して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時27分

○當間盛夫委員長 再開いたします。

午前に引き続き、審査を行います。

次に、乙第1号議案沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 それでは、乙第1号議案を御説明いたします。

平成23年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。
1ページをごらんください。

乙第1号議案沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、東日本大震災により被災した生徒の私立専修学校及び各種学校への就学を支援することを目的として実施する授業料等軽減事業の費用の財源に基金を充てるため、条例を改正するものであります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 ちなみに、該当する生徒の数はどのようになっていますか。

○當銘健一総務私学課長 平成23年11月1日現在で、専修学校の2名が支援対象になる見込みでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第3号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、一定の要件を満たす非常勤職員について、育児休業又は部分休業をすることが可能となったことに伴い、育児休業及び部分休業に係る要件等について、所要の整備を行うものであります。

以上、乙第3号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

親里米吉委員。

○親里米吉委員 先ほどの議案もあったのですが、実際に該当するとはっきりわかっている人がいるのか、いるとしたら何名いるのか。現時点で該当すると思われる人はいますか。

○島田勉人事課長 現在、該当者が何名いるのか把握しておりませんが、その短時間勤務職員の中で、再任用の短時間勤務職員がおりますが、その方々でその要件を満たせば、該当してくるということでございます。

○親里米吉委員 いわゆる一般非常勤職員にはなし。再任用職員は1年以上がほとんどなので、その中に可能性としてはあるということであって、実際はなかなか一再任用職員の場合は、こういうことが非常に起こりにくいとお笑いの有名人みたいに、30何歳も年下と結婚したらあり得るけれども。普通は、これは育児休業だから、60何歳の再任用職員の人たちが該当するということは滅多にないですね。だから想定できないわけでしょう。今のところ。

○兼島規総務部長 そのとおりでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○**山内末子委員** 関連になってしまうのですけれども、1つだけお願いします。前にも聞いたのですけれども、女性と男性で育児休業をとっている人数、率をお願いします。

○**島田勉人事課長** 今の御質疑は、正規の職員ということによろしいですか。全任命権者における昨年度の県職員の育児休業取得率でございますが、女性が98.3%、男性が3.0%となっております。

○**山内末子委員** 仕事熱心もわかるのですけれども、せっかくこういった条例、それから法律も制定されているわけですから、もう少し積極的に男性の皆さんたちにも取得していただきたい。やはり、育児休業を取得しながら、家族と一緒に過ごす時間があると、今、メンタル的なことで病気休暇をとる職員もおりますので、そういったところからも改善につながっていくのかなと思います。そういった観点から、もう少しその辺の奨励をしていただきたいのですけれども、その奨励についてはどのような形でやっているのでしょうか。

○**兼島規総務部長** 委員に指摘されておりますけれども、過去3年の男性取得者の推移を調べてみました。平成20年度は5名、平成21年度は8名、平成22年度は27名と少しふえてきております。そういった意味で年々増加しておりますが、率としては3.0%とまだ低うございますので、しっかりといろいろな研修、職員に対する呼びかけ等々を含めて、もう一度啓発をしっかりとやっていきたいと思っております。

○**山内末子委員** 正規の職員でも一ふえてはいるのですけれども、27名なんて本当に微々たるものですから、イクメンが本当に格好いいという世代になりつつあるのですよ。そういった観点からもぜひ奨励していただいて、正規でこれだけですから、今回の条例で非常勤職員一まさしく、これはもっと取得しにくくなるのではないかと考えております。そういった観点からも強化していただいて、ぜひ取得していただきながら、仕事はしっかりやってくれという体制にしていきたいと思っておりますが、最後に決意をお願いします。

○**兼島規総務部長** 確かに昨今、子育てということではいいですと一本当に大事

な話ですので、特に沖縄県は出生率が高うございます。子供が多いですから、県職員もしっかり率先してやることによって、民間に広がるということもございますので、県職員の皆さんにぜひ奨励したいと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

土地改良法の一部が改正され、市町村が土地改良事業を開始し、変更し、または廃止するに際し、必要な知事への同意を要する協議が廃止されることに伴い、条例の規定を削除するため、条例を改正するものであります。

以上、乙第4号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第5号議案沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この条例案は、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、引用している条文の条項ずれに対応するため、所要の改正を行うものであります。

以上、乙第5号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第6号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

輸送人員等の減少により、運行の維持が困難になっているバス路線において、バス事業者がその運行の用に供するバスを取得した場合、自動車取得税を非課税とする特例があります。

従来は、自動車取得税が非課税となる要件を総務省令で定めておりましたが、地方税法の改正により、その要件を条例で定める必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、乙第6号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

親里米吉委員。

○**親里米吉委員** これは、補助路線が国庫だけではなくて、県単でもということで皆さんから資料をもらっているのですが、要するに、資料に載っていないような那覇名護西線とか、那覇屋慶名線とか、糸満西原線とか、こういう路線はある程度採算ラインにあって、この辺は条例でも補助対象になっていない。今回は県単で、これまでもらっていなかった路線にまで広がったと。基本的にはそのような理解でよろしいですか。

○**兼島規総務部長** 従来、総務省令を定めていた場合は、国庫補助対象路線だけだったのです。今回はそれを拡大しまして、県の補助対象路線にまで拡大したという関係で今回、条例改正に至っていますので、委員のおっしゃるとおり拡大したということでございます。

○**親里米吉委員** かなり対象路線の拡大があつて、非常に結構なことだと思いますが、例えば伊計屋慶名線。これまで経常的な運営補助はあったのだろうと思うのですが—そうしないと、とても運行できる地域ではないですよ。ところが、これまではバスの取得時における補助はなかった。今回からは、その補助までできると。こういうことですか。

○**兼島規総務部長** そのとおりでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 乙第7号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この条例案は、企業立地促進法に基づく同意集積区域内において、製造業、情報通信業等を営む事業者が2億円、農林水産関連業種については5000万円を超える施設を取得した場合、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除する特例を設けるため、条例を改正するものであります。

以上、乙第7号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、複数の委員から、詳しく説明してほしいとの要望があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

それでは総務部長、詳細な説明をお願いいたします。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 御説明いたします。

改正の経緯でありますけれども、企業立地促進法が平成19年に施行されましたが、沖縄においては、沖縄振興特別措置法に基づく産業高度化地域のほうが、企業立地推進法に基づく同意集積区域よりも優遇されていたわけです。

例えば、同意集積区域は、先ほど御説明いたしましたように、2億円を超える場合についての課税免除。ところが、産業高度化地域は1000万円を超えただけでも免除されます。

今まで、その産業高度化地域と同意集積区域の2つが重なっていたものから、同意集積区域を利用するまでもなく、産業高度化地域を利用したほうがよいわけですから、同意集積区域に関する課税免除の条項がなかったのです。

ところが、平成23年4月に産業高度化地域に含まれない市町村が同意集積区域として指定されたものですから、その同意集積区域で企業が立地する場合に課税を免除しなければならないということでの条例改正でございます。

○**當間盛夫委員長** 質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第49号議案当せん金付証券の発売について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 乙第49号議案当せん金付証券の発売について、御説明いたします。

この議案は、平成24年度において本県で発売する当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売総額について、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

発売総額は、142億円以内としております。

以上、乙第49号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第49号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 昨年の発売実績を教えてください。

○平敷昭人財政課長 平成22年度の発売実績額が115億139万3000円となっております。

○浦崎唯昭委員 当せんされた内訳等々は、どうなっておりますか。

○平敷昭人財政課長 当せん金の状況につきまして、各県ごとの数字は公表されておられません。ちなみに、高額当せん—100万円以上の当せんについては数値がございます。平成22年度の数字ですが、沖縄県では210本となっております。この高額当せんの発生率と申しますか一順位で言いますと、全国で25位となっております。ちなみにその前の年が15位です。これは年度によってかなり変動があります。確率的、統計的には全県一緒になるはずですが、年によってもばらつきがあるということです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 ちなみに、平成22年度の発売実績額からの県への収入は幾らになりますか。

○平敷昭人財政課長 115億円のうち、収益金としては48億9000万円となっております。約4割です。

○金城勉委員 これは市町村にも配分されますか。

○平敷昭人財政課長 市町村には、オータムジャンボ宝くじとサマージャンボ宝くじの部分が配分されます。先ほどの約49億円のうち、7億4000万円ほどが市町村の収益金として財団法人沖縄県市町村振興協会を通して配分されます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第49号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第53号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 乙第53号議案沖縄県教育委員会委員の任命について、御説明いたします。

この議案は、教育委員会委員1人が平成23年12月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案いたしました宮城奈々氏は、沖縄県立芸術大学及び大学院で沖縄の染織を学ばれた後、県立芸術大学等において後進の指導に当たられるなど、沖縄の伝統文化である染織の分野における人材育成に大きな貢献をなさっており、その実績は高く評価されているところであります。

同氏は、これまでの豊富な知識や経験から教育委員会委員として適任であり、議会の同意を得て任命いたしたく提案しているものであります。

以上、乙第53号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第53号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

山内末子委員。

○**山内末子委員** 女性の教育委員ということですがけれども、選任に至った経緯をお願いいたします。

○**兼島規総務部長** まず今回、退任なさる教育委員1名の方は女性であります。そしてもう一つは、教育関係者といいますか一短期大学で教えていた先生であるという関係がございまして、女性の構成もございましてけれども、やはり女性の意見を反映させなければならないということで、まず、女性であることが我

々が選定する1つのキーでございます。もう一点は、やはり教育関係者ということでもありますので、できるだけ教育機関で後進の指導に当たっていたり、そういった方を選ぼうということが2点目でございます。3点目は、やはり若い人たちの意見を反映させようということで、できるだけ若い人ということがございました。4点目は、教育関係を選ぶときに、今回は伝統工芸であるとか、文化であるとか、そういった関係からの意見をぜひ教育に反映させたいということで一県立芸術大学等々でございますので、県立芸術大学の学校関係者等を含めて中心に選定して、宮城奈々氏を教育委員の任命ということで、提案したものでございます。

○山内末子委員 女性であること、教育関係者ということ、若い方ということと、それから、今回は特色あるという形で伝統工芸—文化を重視した形での選任でしようけれども、別にこの方がどうのこうのではなくて、こういった教育委員を選ぶときに、何名か複数の方々を挙げていくのだと思うのですけれども、その辺はどちらか—例えば、今おっしゃっていましたが県立芸術大学などに、どなたかいませんか、という形でこちら側から求めていくのか。それとも、向こうから推薦する形になっているのか。ちょっとわからないところがありますので、お願いいたします。

○兼島規総務部長 大学関係者や大学等から推薦をもらうとか、そういうことはやりません。そういった候補者がいましたら、我々で大学関係者—教授だとか、准教授だとか、講師だとかを調べまして、そういう適確な候補者を募って、その方々がほかの業務についている場合とか、どうしても時間に制約がありますので、時間の確保が難しいということがありましたら、そういうところも少し除外しながら、候補者を絞っていくという方法をとっています。

○山内末子委員 選任委員会ですとか、そういうものがあるのですか。

○兼島規総務部長 ございません。ほかの行政委員会もそうですけれども、そういった選任委員会は設けておりません。

○山内末子委員 例えば、教育委員会委員ならば総務部と教育委員会、そういった形で協議するということがよろしいのですか。

○兼島規総務部長 そのとおりです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○**上里直司委員** 今の質疑と関連ですけれども、選考の理由が何点か挙げられました。それは総務部がこういう人選にしたいと言うのか、あるいは、教育委員会からそういう要請があるのか。どういう順序で決まっていくのでしょうか。

○**兼島規総務部長** まずは、ある意味、知事の専権事項でございますので、私どもの考えを知事に述べながら、知事と調整します。そして、知事に方向性を決定していただいて、また、教育委員会が考えていらっしゃる点について教育委員会と調整しながら、そこを合致させて選任するというところでございます。

○**上里直司委員** そのときに一教育委員会から意見が出てくるといった場合に、教育委員会なのか、あるいは、その行政組織である教育庁なのか、皆さんはどのような形で意見をやりとりするのですか。知事の専権事項ということは理解しているのですが、しかし、それが全部知事の専権で選んでいくという話ではないと思うので、そこがどのような形でやりとりされているのか、教えていただけませんか。

○**兼島規総務部長** 私どものところに委員会人選要綱というものがございまして、委員会委員の人選に当たっては委員会とやりとりすることになっていまして、委員会の中の執行機関としての教育庁ですので、我々としては教育委員会事務局一教育庁と調整するというところでございます。

○**上里直司委員** その委員会の選考規定は、教育委員会が決めているわけですよね。そうすれば、一応は知事の専権事項けれども、教育委員会または教育委員会の執行機関である教育庁が、こういう人選を望むという意見をされて、皆さんは動くという形ですか。

○**兼島規総務部長** 両方相まってという形になります。教育委員会は、教育委員会として今回はこういう観点でということがあります。私どもとしても、そういう観点であればこういう分野の方からということで、調整した上で一我がほうは知事の専権ですから、我々はその分野の中で選出して、再度教育委員会と調整しながら、こういう人材を推薦したいのですけれどもということでやっ

ていく関係でございます。

○上里直司委員 どこかで知事の意向と教育委員会の意向が合致するから、選任できるわけですね。仮にというか—どちらの意向が尊重されるのですか。知事の専権事項ですから、知事の意向がやはり優先されるということですか。

○兼島規総務部長 そのとおりであります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第53号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成20年第83号外27件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明します。

資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続27件、新規1件となっております。

継続審査のうち、1ページの陳情平成20年第83号消費税の増税に反対する陳情につきましては、経過・処理方針等に変更部分がございますので、御説明いたします。

なお、2ページの陳情平成20年第86号及び3ページの陳情平成20年第87号も経過・処理方針等に変更がありますが、消費税関連の陳情であり、これから説

明する陳情平成20年第83号と経過・処理方針等の変更内容が同じでありますので、説明を省略いたします。

1 ページをお開きください。

陳情平成20年第83号消費税の増税に反対する陳情について、変更部分を説明します。

現在、国において、2010年代半ばまでに段階的に10%まで引き上げるとした社会保障と税の一体改革に基づき、税率引き上げの具体策が検討されているところであり、今後も引き続き国の動向を見守っていきたいと考えております。

続きまして、新規陳情の処理概要を説明いたします。

30ページをお開きください。

沖縄県商工団体連合会会長仲本興真氏からの提出のあります陳情第173号庶民増税・消費税増税の反対を求める意見書の提出に関する陳情についての項目の中で、1の庶民への増税を求める一方で大企業に減税する復興財源計画は行わないこと、及び3の必要な財源は、大企業・大資産家優遇税制の廃止・縮減によって賄うことについて説明いたします。

復興財源については、経済や財政状況などを総合的に勘案し、国において税政全般の中で議論されているところであり、県としては今後の動向を見守っていきたいと考えております。

なお、2の社会保障財源、復興財源を口実にした消費税増税は行わないことにつきましても、先ほど御説明しました陳情平成20年第83号と同じでありますので、説明は省略いたします。

以上、総務部所管の陳情につきまして、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 21ページ、陳情第99号指定管理者制度の抜本見直し・運用改善に対する陳情について質疑をいたします。前回の定例会でも総務部長に質疑

をさせていただきます。今回の定例会で提案されている、乙号議案で何件もの指定管理者の指定が提案されていますけれども、この候補者が前の管理者とほとんど変わっていない。あるいは、その中でかわっているところでも、前々回はそこが管理していたとか、実質ほぼ同じ管理者が指定を受けている状況なのです。こういう状況は一本会議でもありましたけれども、指定管理者制度がねらっていた目的にかなっているのかどうか。総務部長、この辺いかがでしょうか。

○兼島規総務部長 確かに、指定管理者制度は民間ノウハウを生かした行政サービスの向上と、もう一つは節減といえますか、そういったものが目的であります。その関係でいいますと、やはり公募にして競争関係にするのであれば、指定管理者制度はある面では実現する形になるのですが、確かに3回やっておりますけれども、65%ほどが同一の方で指定管理を受けている状況もございます。ただ、現在でも複数応募しているところもあるものですから一複数とはいっても、2者だけでも効果があるのかと言われると、少し答えにくいところがあるのですが、いずれにしても1者のみではなくて、複数応募しているところがあるのであれば、まだその競争原理は働いていて、指定管理の目的に沿っているのかなという感じがします。

○上里直司委員 複数に応募していますし、説明会にも複数の企業が参加しているのです。しかし、結局は同一の企業、管理者が指定を受けていることからすると、実質的な委託とほとんど変わっていないことになるのです。指定管理は、各部各課で担当の部署がありますから、そこが実質的な運用を担うのですけれども、制度そのものは総務部が担うわけですよ。そこでもう一度一私も前回質疑して、提案しましたけれども、このモニタリングであるとか、委員の選定であるとか、それを実施するときどういう選定方法があるのかということは、制度そのものの問題に絡んできているので、各部から意見を吸い上げて、どうなっているのか皆さんで一度把握すべきだと思うのです。そういう考えが必要だと思うのですけれども、いかがですか。

○池田克紀行政改革推進課長 指定管理者制度は、平成18年度から実施しております。当初は総務部が中心となって運用方針を定めて、今回で選定が3回目になります。基本的には、各部において設置されている運用委員会や第三者機関から聞いた上で、これまで運用してきたところがございます。どちらかといいますと、総務部としても各部局から相談等がない限りは、ある程度部局の

運用に任せている実態がございました。今回、議会等からもいろいろと意見がありますので、総務部がどこまでできるのかを検討していきたいと思っております。

○上里直司委員 各部局は、皆さんが定めた指針などに基づいて、着実に実施しているわけです。そのとおりやるわけであって、しかし、その指針の運用そのものが目的どおりになっていないとなれば、制度そのものをいじるというか、見直さざるを得ないわけです。検討するとおっしゃっておりますので、ぜひ、いろいろな企業、民間の方々が参入できるような努力をやっていただきたいと思っております。今回も、入りたいと思っていたが、いろいろと説明を聞いたら、結局はあきらめざるを得ない条件があったとある企業から聞いておりました、担当部署に聞くと、いやいや、我々は指針どおりちゃんとやっていますから、としか言わないわけです。そこはぜひ魅力ある企画であるとか、そういう自主事業をできるような団体に任せてみることも必要だと思います。ぜひ検討してみてください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第173号や陳情平成20年第83号などとの関連で、消費税は前回も詳しくやったのですけれども、消費税を10%に引き上げると出ています。その場合、改めて県経済といいますか、県民の負担としてはどのぐらいになるのでしょうか。

○西平寛俊税務課長 消費税増税の県民への負担ですけれども、現在、地方消費税は1人当たり1万4868円。それから、地方消費税から推計した消費税全体は、1人当たり7万4340円の負担額となります。それを10%に引き上げた場合の消費税全体は、ほぼ倍増の1人当たり14万8680円。そのうち、地方消費税は2万9736円になると考えております。沖縄県は、全国に比べて所得が低いので一消費税は低所得層に重税感があるということですから、影響が大きいと考えております。

○前田政明委員 12月6日の朝日新聞で、今言っている消費税で株式会社第一生命経済研究所の試算では、消費税率が10%に上がると、年収250万円未満の4人家族では今よりも年12万円近くの負担増。一方で、年収800万円から900万

円の世帯の負担は今よりも年19万円近くの負担増。税負担は税率が変わらないことで、非常に逆進性というか、そういうことである面では、大変な負担増になってくるのではないかと危惧します。また、税と社会保障の云々と言っていますけれども、この新聞にも書いておりますが、所得税については1984年まで、所得が8000万円を超えたら75%の最高税率であったと。これが1989年に50%に下がり、1997年からはさらに下がっているということで、その他相続税とか、いわゆる金持ち優遇というか、資産のある人たちの税負担は非常に下がってきていると。そういう流れの中で、消費税の負担は本当に大変だなと思います。そういう面では、消費税増税ではなくて、金持ち優遇税制の見直しとかが求められるのではないかなと思います。

次に一何度もやってきて、本会議でもやりましたけれども、改めて私学助成です。これは陳情第204号ほかですけれども、実際的に新年度から見るべき具体的な補助対象というものは、きっちりと実現できるという形で、努力されていると理解してよいのでしょうか。

○兼島規総務部長 本会議でも少し御答弁しましたけれども、公立の高等学校等については高率補助の関係もありまして、耐震化構造も含めてかなり修繕されています。ただ、私学については沖縄振興の特別措置がないものですから、私どもとしては、それは少し不公平ではないかということも含めて、老朽校舎等の改築関係の援助策を今、国に求めているところです。ただ、平成22年度当初予算を審議していただく中で、議会から、私学についてはしっかりと措置するように、という付帯決議が出されております。そこを重く受けとめていまして、仮に国との一今、要望していますけれども、その結果が思わしくなくて、国の助成が認められないにしても、何らかの措置をとりたいということでございます。

○前田政明委員 沖縄振興一括交付金（仮称）ができれば、そういうものも対象になるわけですか。

○兼島規総務部長 沖縄振興一括交付金（仮称）が、県が求めている自由度の高いということになれば、そこも念頭に置いて考えていきたいと思っています。

○前田政明委員 ぜひ実現していただきたいと思います。

次に、陳情第99号。指定管理者制度の件ですけれども、日本共産党は指定管理者制度にずっと反対していますけれども、指定管理者制度は費用を低く抑え

るためのものではない、あくまで公的な趣旨を踏まえてという総務省からの通知がありましたね。そういう面では、やはり3年から5年間、指定管理者を公募するという流れの中で、これまでは公の施設その他は直営といいますか、福祉その他については直接賄うことが本来の原則だったと思いますけれども、それを行政の民営化、市場開放という形で、民間でも受けられるようにするとなっていますけれども、そこで労働者派遣法の問題も含めて、労働者の状況が不安定になる中で、改めてこの一地域の新聞でも報道されておりましたが、その調査では民間委託の37施設の約8割が非正規雇用になっていると報道されておりますけれども、この辺の事実関係を含めてお聞きしたい。

○兼島規総務部長 報道について、どのような形でアンケート調査をされたかについての詳細はわかりませんので、今、そのコメントは何とも申し上げられないところですが、ただ、指定管理者制度そのものが、そういったものを内包しているといいますか、そういうことが少しあるのかなという感じがします。と申し上げますのは、やはり公の施設といっても、公物管理が中心になっているわけですね。例えば、運動公園であるとか、マリーナであるとか一今回、万国津梁館という箱物もございますけれども、そういった公物の管理が指定管理になっているものですから、どうしてもその維持管理をしながら、サービスの向上のために利用者に対して利用させる行為を行うわけですが、1つは職種が限られているのかなという気がいたします。もう一つは、短期間—3年ないし5年以内という形でうたっていますけれども、3年ないし5年と期間が限られてくるものですから、やはり応募する方々については、長期的に正規雇用するなどの期待ができないものですから、どうしても短期雇用にならざるを得ないことがあるのかなということもあって、こういう結果になっていると思います。ただ、県内で非正規職員が4割で、指定管理を受ける施設は8割だということについては、県内の4割をどのように算定したかどうかはわかりませんが、通常一般の業務も含めての非正規であれば、比較の対象として少し違うのかなと。県が管理している公物管理業務との比較という観点になると、また数値は違ってくるのかなという感じがします。

○前田政明委員 これは100%非正規雇用ですよ。理屈上は継続雇用にならないわけですから。

○兼島規総務部長 ただ、理屈上とはいえ、これを受ける企業にとっては、例えばみずから雇用している正規職員をその施設の職員として充てることも十分

あるわけですから、そういった意味で言いますと、理屈の世界と実際の世界は少し違うのかなと。

○前田政明委員 TPPとの関係と申しますか、指定管理は委託業務と同じようにとらえてよいのですか。要するに、TPPに参加すると、750万円以上から委託関係、警備その他もオープンになりますよね。その場合、指定管理はその対象になるのでしょうか。

○兼島規総務部長 指定管理は委託ではなくて、行政処分的なものがありますので、少しTPPの対象にはならないのかなと判断しております。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から、委託業務と指定管理者制度の違いについて説明を求める要望があり、兼島総務部長から、通常の清掃やビル管理などの委託業務は県と業者との私法上の契約関係となるが、指定管理制度は行政処分になるとの説明があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 指定管理者制度そのものが、本会議でも議論になりましたけれども、若者の低賃金が沖縄の売りになってはならないと。そういう面では、ちゃんと正規雇用をやるべきではないかと。私たちがコールセンターを調べて、金融特区いろいろありますけれども、實際上、この間見てみたら8割以上が非正規雇用だと。半年、1年という意味では、安定的な仕事がない中で、先が見えないという面で、30歳代の自殺者も多いですね。ですから、そういう流れの中で、この指定管理者制度は破綻していると思うのです。やはり、公の施設は本来、住民の福祉のために提供する。それを直営として賄うべきものがいわゆるいろいろ昔、地方行政の合理化ということで、その採算性やコストを計算した学者もおりましたけれども、その中でどちらが安くつくかと、結果的には同じような公の施設を維持する、住民に貢献するという中で、結局、何が変わるかと言えば賃金ですね。ヨーロッパでは産業別に全部決まっていて、同一労働・同一賃金、保育士なら保育士でほとんど差がないと。ところが、日本ではそうではない流れの中で一ちょっと大きな話になりますけれども、指定管

理者は本来、公の施設で、さっき言ったようにT P Pの対象にはならないと。そうであるならば、本来、公の施設として住民の福祉を前提とする一すなわち、公が責任を持つという立場になりますよね。そういう面で今の実態は、安く上がればよいという問題ではないと。あくまで公の施設という法的な面もよく考えながら、運用も気をつけなさいと総務省が通知を出していることも踏まえて、非正規雇用も含めて今、さまざまな問題が起きているという認識を皆さんも持っていますか、これまでやってみて。

○兼島規総務部長 今のお話—この指定管理者制度をやることによって、そういったものがふえているという話については、確かに、指定管理者制度そのものがそういうことを持っているという認識はあります。ただ、これが仮に以前にさかのぼって直営という形になりましても、清掃業務とか、維持管理業務は委託すると思うのです。そのときに、受託業者が正規職員や長期の職員を採用するのかということについては、それはまた別の問題と思うのです。そういった意味で言いますと、やはり労働全体で正規職員をしっかりと雇うという、経済界含めてそういうことをやらないと、なかなかその問題については—指定管理者制度だけが悪者というわけではないのかなと、私は思います。

○前田政明委員 そうなると、やはり公契約制度というのか、すなわち労働者の賃金—少なくとも最低賃金ではなくて、時給1000円以上とか、それを含めて労働の対価というか、それが仮に指定管理になった場合でも、また、民間委託になった場合でも、少なくとも労働者の雇用条件がしっかりと守られると。ここに書いてある公契約法というのか、そういう面で少なくとも労働者の同一労働・同一賃金という原則からしても、やはり日本の中の一世界的に見てみたらいびつで、マイナス、マイナスという形で経済的にも消費購買力が低下すると。その負の循環を断ち切るためには、やはり、労働者の賃金がどういう雇用形態であれ—指定管理であれ、委託であれ、正規雇用であれ、差がないようにしないといけないところに突き当たるわけですよね。

○兼島規総務部長 先ほど申し上げましたように、そういう形で民間も含めて労働慣習といいますか、雇用関係もしっかりやらないと、なかなか難しいのかなという感じがします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の指定管理者制度の問題ですが、これまでやってきてみて、いろいろと問題点も出てきているのではないかと。そこも検討しながらやっていかないと、今後もいろいろな問題が生じるだろうし、全国的にも一安全面で気をつけないといけないことをアルバイトがやって、プールで子供が命を落とすこともあったわけですね。あのころからかなり問題化してきている。部長がおっしゃるように、この制度自体がどうしても非常勤、アルバイトとかがふえることを内包しているの見ないといけない。そのために、今度は安全面、サービス面が著しく低下するようであってはいけないわけで、そういったところとの整合性というのか、内容によっては一例えば、この職種については普通のアルバイトではだめですよとか、あるいは、この部分については専門性が必要ですよとか。それで、この専門性を持つ者については、常勤的なものでないといけないとか、あるいは、普通に法の適用を受けると臨時的任用とか、1年ずつ、もしくは3年で交代と一同じ会社が再度指名されても、ここで解雇が起こるといった問題等も起きることがはっきりしているので、そこら辺の整理が全般的に必要なのではないかと。ですから、移す場合でも極端に一結局、賃金引き下げ勝負になる。これが非常に困るわけですよ。採算部門になってしまって、競争になって、より低いところに指名するようになってしまうと、事実上のサービス低下がどんどん起きてくる懸念がある。それを利用する県民にとっても、必ずしもプラスとは言えない部分も出てくる。そこら辺の整合性をどうつくっていくかということについては、県庁全体で職種ごと、指定管理者ごとにこれだけは守らなければならないことを全般的に整理して、それを守らせながらやると。同じ競争でも、この基準は守らないといけませんよというものをつくるのであれば、それをやってほしいと思うのですが、どうですか。

○兼島規総務部長 本会議でも少しお答えしましたけれども、確かにそういう時期に来ているのかなと正直思っています。3回目を迎えて、これが実施されますと10年になります。指定管理制度ができて10年経過しますので、今言った問題も含めて安全をどうするか、一たん事故が起こった場合の責任をどこがとるのか等を含めて、総務省でもいろいろと検討しているようです。指定管理制度が今、法律の中にうたわれているわけですから、ある面では、私どももそれをやらざるを得ないところがあります。ただ、今おっしゃるように、何とか工夫して一労働面でかなりの制約がありますので、そこをできるだけ改善できる方法はないのか。今ある制度の中で、先ほどの上里直司委員の御指摘も含

めて、もう一度しっかりと見直そうと思っております。

○親里米吉委員 今、総務部長がおっしゃったとおりで、県も制度としてやるとなった場合、先ほどの賃下げ競争のようになる危険性も内包しているわけです。そのことによるマイナス面も大いにあるわけで、やはり全体的に県としても、国としても総括して、それが余りひどくならない、悪化させないような対策を望みたいと思います。今、認識は十分に共有していると思っておりますので。

先ほどお話があった私学助成ですが、沖縄振興一括交付金（仮称）がどうなるかよくわからない。沖縄振興一括交付金（仮称）が使えればよいのですが、知事もおっしゃっているように、どういう一括交付金になるか今は読めない。官僚は、今の地域自主戦略交付金のように自由に使わせたくない。一定の項目をつくって、これに使いなさいと—こういうことをやりたいと、ありありですよ。はいとは言えないと思うけれども。我々も5月か6月に、社会民主党の国会議員団も一緒になって、沖縄からも5名の県議会議員が行って、むしろ我々が中心になっていろいろと質疑もしたり、朝から晩まで、時間を分けて官僚の皆さんと話し合いをしたのですが、表でははっきり言わなくても、終わってから話をすると本音が出てくるのです。表でははっきり言わなくて、あいまいなことばかり言って、何を言っているかわからない。ところが、終わってから個別に話し合うと本音が出てくるので、自由度の高いものに対しては非常に抵抗感を持っている。そうなれば、果たして今の制度の中で私学助成—そこから使えるかどうかとも予測がつかない。それでも、先ほどの部長の決意としては、何だかやりたいのだという感じを受けたのですが、それでよいですか。

○兼島規総務部長 私学の助成につきましては、平成23年度当初予算の審査のときにもお話ししましたけれども、その後3・11が出て、耐震化構造の校舎等についてもしっかりとつくらなければいけません。そういった観点からもあわせて、私学の老朽校舎等について—今、我々も内々ですけれども、どういった改築計画があるかということも含めて、少し聞き取りをしています。そういうことを踏まえて、何らかの措置を検討したいと思っております。

○親里米吉委員 これは、兼島総務部長、非常にすばらしい決意なので—財政を預かる人がそこまで言うからには、確実に何らかの前進はあるだろうと大いに期待していますので、ぜひ頑張ってください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 今の私学助成の話に水を差すわけではないのだけれども、私はいつもこの議論をするのですが一私学助成には賛成でありますし、また、沖縄振興計画においても取り残された部分なのかなと思うこともありますけれども、ただ、憲法にはどう書かれているかというところ、なかなか厳しいことが書かれているのですよ。総務私学課の皆さん、憲法に何と書かれていましたか。

○當銘健一総務私学課長 憲法第89条ですけれども、途中を割愛しますが、公金その他の公の財産は、公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならないという規定がございます。

○浦崎唯昭委員 そういう中で、この私学助成の陳情につきましても、教育振興基本計画や沖縄県が策定した沖縄県教育振興基本計画においては、私学助成の趣旨が盛り込まれていると陳情者は書いてあるのですが、それと今の憲法との絡みはどのようになりますか。

○當銘健一総務私学課長 私立学校におきましては、自主性が重んじられている中で、例えば学校の設置、廃止等につきましても、まず学校教育法及び私立学校法の規制を受けてございます。そして、2点目に学校法人の設立、運営等につきましても、私立学校法の規制を受けてございます。3点目に、公の助成を受ける学校法人に対しては、所管省庁が予算案の変更・勧告、役員解職・勧告等の権限を有しているなど、私立学校振興助成法の中で公の支配が及んでいることから、私立学校に対して各種助成を行うことは憲法の規定に抵触しないと解されております。

○浦崎唯昭委員 今の話は、どこの判断でそうなっているのですか。

○當銘健一総務私学課長 各種法令等、私立学校振興助成法の逐条解説でそういった解釈がされております。

○浦崎唯昭委員 その逐条解説は憲法を上回るのですか。

○兼島規総務部長 実を言うと憲法ができるときに、確かに私学の自由といっ

た議論が一戦前の私学に対する公権力といいますか、そういった国の関与があったものですから、そういった面では私学の自由を守るために憲法ができたと同っております。先ほどの解釈は文部科学省の法律解釈であります。そういった意味で見ますと、私学を助成する際に大激論になりました。憲法との絡みでどうするかということがあったのですけれども、やはりひとしく憲法で保障されている個人の人権、教育機会の均等等もあって、私学に対する父母の負担とかそういったものを緩和するために、私学を助成しようということで私学助成法が成立して、そのような私学助成が一昭和30年代だと記憶していますけれども、そこで始まったわけです。一定程度、憲法との整合性とか、憲法との絡みについては、そのときに国会等を含めて議論されて、決着がついたものだと私は理解しています。

○浦崎唯昭委員 決着がついたということは、憲法には抵触しないという法律の解釈ができたということですか。

○兼島規総務部長 そうだと理解しています。

○浦崎唯昭委員 私はどうしても、憲法という我が国の基本的な国体をつくる中で、行き着くところは憲法の改正が一無理があって、改正する必要があるがこの第89条にはあるのではないかなと思うのですよ。ですから、私学助成に反対ではない。また、老朽化され、興南高等学校の甲子園春夏連覇に見られるように、私学として大変な功績をおさめている中で、私はいつも第89条の公の支配に属する、属さないを気にしているのですよ。ですから、憲法を変えていくことが、今のような皆さんも少し矛盾を抱えながらの話をされているような感じがするのですけれども、必要でないかと思うのですけれども、どうでしょうか。この答弁は難しいかもしれないけれども。

○兼島規総務部長 これについては、総務部長では少しお答えしかねますので、御勘弁をお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 28ページの陳情でお伺いします。陳情第138号公務災害認定の早期審査を求める陳情ということで、私はこの件については知らないのですけ

れども、私が相談を受けたケースと似ているなということがありまして、ちょっとお聞きするのですけれども。このケースは平成21年4月に申請が出されているのだけれども、処理概要は、引き続き必要な追加資料等の提出に努めてまいります、となっています。これは今、どのような状況でしょうか。

○**金良多恵子職員厚生課長** この案件につきましては、地方公務員災害補償基金本部と協議することになっておりますけれども、現時点では事前協議という段階で、同本部に資料を提出しております。

○**金城勉委員** ということは、その審査がまだ進行中であるという状況ですね。私が別件で相談を受けたケースが五、六年前にありまして、一定のめどがついたのはことしに入ってからということで、直接職員厚生課の皆さんと話をしたこともあるのですけれども、それだけ期間がかかる理由を聞いたら、案件の件数が多い割には、担当職員が少な過ぎるということがあって、五、六年前に提出したものが、ようやく今になって何とかめどがつくということが一今も、そのような実態は変わっていないのですか。

○**金良多恵子職員厚生課長** そういった実態を踏まえまして、ことし公務災害の認定事務を強化しようということで、集中的にやっていきたいと考えております。次年度につきましては、体制を強化したいと考え、検討しております。

○**金城勉委員** 総務部長は、そのような実態を御存じですか。

○**兼島規総務部長** そういったことについて、私もしっかり受けとめなければいけませんし、受けとめております。ただ、今回の公務災害の陳情もそうなのですけれども、なかなか事案によっては一地方公務員災害補償基金本部事案になりますとかなりの資料、そして、そこに所属していた方々の意見を聞かなければなりません。とりわけメンタルとかそういったものについては、かなり微妙な問題がございますので、そのあたりの資料のやりとりがなかなかスムーズにいかないということもありまして、滞りがちだということに対しましては、確かにそのとおりであります。その辺のことも踏まえて、先ほど課長が答弁しましたように、体制を整えることについて今、検討しているところですので、次年度についてはしっかりと体制を整えていこうと思っています。

○**金城勉委員** 私が相談を受けたケースの場合は、県立病院で働いている看護

師だったのですが、公務災害の適用申請をしたけれども、結局向こう6年も長期化してしまって、本人は生活もあるし、身体的な理由で働きに出られない。何とか早く災害認定をやってほしいということがあって、私も再三要請したのですけれども、結局五、六年もかかってしまったと。こういう実態を見ると一そのような認定に際してのプロセスにおいても、複雑な要素があることは理解するものの、五、六年もかかるということは、余りにも本人にとっては心身ともに、経済的にも大きな負担になるわけで。ですから、体制を整えるなり、やはり課題解決のために速やかな整備が必要ではないかという気がします。ぜひ、その辺のところは今後も改善、課題としてお願いします。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○**山内末子委員** 25ページの陳情第123号。一般社団法人沖縄県腎臓病協議会から出されている陳情ですけれども、これは本会議でも総務部長の答弁がありました。書かれている処理概要と同じように、しっかりと福祉関連法令等を遵守しながらという答弁のとおりか、確認してよろしいですか。もう一度お願いいたします。

○**兼島規総務部長** 障害者基本法にそういう趣旨がうたわれてございますので、本会議で答弁したとおりにそれを踏まえて、私どもとしては、新規の自動販売機につきましては、優先的に割り当てるような感じで公募の対象から外すことも考えております。もう一点は、これは沖縄県腎臓病協議会から出されておりますけれども、社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会であるとか、いろいろな福祉団体がございます。そこはやはり、どこかでまとめていただけると、我々もそこと話し合いをしながらできるのかなと思っておりますので、その体制づくりも少し考えていきたいと思っております。

○**山内末子委員** この件については、公安委員会、教育委員会も同様な答弁がありました。その辺は今おっしゃったように、やはり統一した見解を総務部でしっかりとまとめ上げて一沖縄県腎臓病協議会だけではなくて、ほかの団体もあると思いますので、その辺をしっかりとまとめて、一つの見解をつくり上げていただきたいと思います。いかがですか。

○**兼島規総務部長** 他の任命権者も含めて、当該自動販売機等につきまして、

しっかりと協議していきたいと思っております。

○山内末子委員 それについては以上です。

次に、若夏荘について。若夏荘、うるま荘関連で陳情が幾つかありますが、今の現状をお聞かせください。

○金良多恵子職員厚生課長 若夏荘は次年度改修工事を行うということで、現在、実施設計を行っております。12月末に設計書ができ上がる予定となっております。

○山内末子委員 今月で設計ができ上がりまして、平成24年度に改修工事を行って、入居できるのが……。

○金良多恵子職員厚生課長 平成24年度で工事を行って、平成25年度で入居ということになっております。

○山内末子委員 そういうことになると、今、若夏荘については、しっかりと建設が始まる状況になっていると。うるま荘についてはどうですか。

○金良多恵子職員厚生課長 うるま荘は現在、職員住宅として使用しておりますので、今後も職員住宅として使用していく予定であります。

○兼島規総務部長 少し補足説明しますと、若夏荘は今まで宿泊施設としてやっていたのですけれども、耐震性や残存期間がかなりまだ残っているのです。土台がしっかりしていますので、今、改修工事をして、うるま荘と同様に県職員の住居にしようということです。うるま荘に入りきれなかった職員は、ほとんどがアパートという形になっていきますので、その家賃とか、住居手当とかそういったものと比較しますと、改築したほうがより効果的なものですから、改築という形になっています。うるま荘は引き続き一同時期につくられて、同じように残存期間が残っていますので、そこはしっかりとやろうということです。

○山内末子委員 改築すると、今の皆さんへの住居手当との差額はどれぐらいになるのですか。

○金良多恵子職員厚生課長 20年間で今、シミュレーションをしているのです

けれども、東京事務所は職員住宅を借り上げていまして、それとのシミュレーションをしたところ、20年で大体6000万円程度の節減になるのではないかと考えております。東京事務所の職員は借り上げの住宅に住んでおりますので、住居手当ということでの支給はしておりません。東京事務所が実際に借り上げている賃貸料とのシミュレーションをすると、6000万円ぐらいの節減になるかということです。

○山内末子委員 私は以前の資料を見ていますが、前には20年間で1億2000万円前後の差額が出るのではないかとということがありましたが、今の額はその半分ですよね。その辺の説明をお願いいたします。

○金良多恵子職員厚生課長 国有資産等所在市町村交付金がございますけれども一地方公共団体については固定資産税が免除されるということで、その分、交付金が発生することを職員厚生課として把握していなかったものですから、今回、その交付金が別に必要ということで、その分を改めてシミュレーションをした結果、6000万円ぐらいの節減効果になるということです。

○兼島規総務部長 ちょっと補足しますと、先ほどの補正予算審査のときに、高嶺委員からも質疑がありましたけれども、例の国有資産等所在市町村交付金です。固定資産税相当分の交付金を支給しなくてははいけませんけれども、これについては東京事務所も、県の宿泊施設もそうなのです。実際、うるま荘の分は交付金として東京都に交付しているわけです。ところが、若夏荘を算定するときに、交付金が出ることを前提にして算定していなかったものですから、改めて交付金も含めて算定しますと、1億2000万円から6000万円を差し引かないと効果が出てこないものですから、圧縮されたということでございます。

○山内末子委員 わかりました。

引き続き6ページの陳情平成21年第58号。琉球大学の外国語授業削減に関する陳情ですけれども、今の状況をお聞かせください。

○當銘健一総務私学課長 当時の琉球大学の方針で、その後、特に変更があったということは聞いてございません。詳細には把握していない状況です。

○山内末子委員 これは平成21年3月ですから、平成22年度の学生からはこの対象になっていまして、外国語の授業が削減になっているかと思うのですけれ

ども、そのときの処理の仕方としては、これは国立大学法人になっているということで、大学側でしっかりとカリキュラムはやっているのだろうということしかなかったのですよね。できれば、その後どうなっているのかということについて、把握していただきまして、御報告をお願いいたしたいと思いますが、どうでしょうか。

○兼島規総務部長 把握させていただきます。

○山内末子委員 この件は子供たちからすると、外国語の授業が削減となっていくと、特に沖縄県の場合、外国語をしっかりと奨励していこう、国際人を育てようというところで、琉球大学という沖縄県の最高学府たるところで、それが削減になっていくことが、国際人を育てていくという沖縄県の目的と相反するのではないかという意見も多いですから、その辺しっかりと把握していただいて、ぜひ報告していただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次回は、12月12日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫